第２５９号

公　示　送　達　書

（吉岡町税条例第１８号の規定による送達書）

次の書類は、通常の方法では送達不能ですので、当吉岡町健康福祉課介護高齢室に保管しております。書類の名あて人又はその関係者の申出があればいつでもお渡しします。

令和８年１０月２８日

吉岡町長　　柴﨑　徳一郎

送達すべき書類を特定するために必要な情報	送達を受けるべき者の氏名又は名称
介護保険法第１２９条に規定する書類	関本　和利

注　この公示は、吉岡町税条例第１８条の規定によるもので、この公示を始めた日から起算して７日を経過した日に上記の書類が送達されたものとみなされます。